

～ ご返済がお困りになっているお客さまへ ～

当組合は、中小企業のお客さま、住宅ローンをご利用のお客さまからのご返済等に関する相談について、お客さまとこれまでの取引経緯やお客さまの知識、経験および財産の状況を踏まえて、適切かつ丁寧な対応に努めていくため、別紙のとおり、『貸付条件の変更等の申込みに対する方針』を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取り組んでまいります。

ご返済等に関するご相談については、当組合の本店、各営業店の『ご返済等に関するご相談受付窓口』・融資渉外担当者および金融円滑化ホットラインまでお申出ください。

中小企業及び 個人事業主のお客さま

売上減少など業績不振による減収と不安定な経済情勢の影響（状況）により、ご返済が困難となった場合又はご返済が困難となるおそれがある場合など

住宅ローン ご利用のお客さま

勤務先の倒産、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収などの事情によりご返済が困難となった場合又はご返済が困難となるおそれがある場合など

◇◇◇ ご返済等に関するご相談受付窓口 ◇◇◇

お問い合わせ場所	本店：0256-34-2211 下田支店：0256-46-2323 中央支店：0256-32-3281 栄支店：0256-45-3151 南支店：0256-35-2225 北支店：0256-35-4351 今町支店：0258-66-6611
金融円滑化ホットライン	0120-036-731（フリーダイヤル）
受付時間	窓口営業日の午前9時から午後5時まで

【本件に関する苦情等お問い合わせ先】

三條信用組合事務部 電話 0256-35-7311

三條信用組合

貸付条件の変更等の申込みに対する方針

平成22年1月6日
三條信用組合

I. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合からご利用いただいている事業資金について、中小企業者のお客さまが、売上減少など業績不振による減収と不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合又はご返済が困難となるおそれがある場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談をお受けいたします。

II. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合からご利用いただいている住宅資金についてお客さまが、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情によりご返済が困難となった場合又はご返済が困難となるおそれがある場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談をお受けいたします。

III. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

- (1) 当組合は、お客さまからの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客さまの実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、審査管理部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- (2) 審査管理部において、お客さまからの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握します。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・ご相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 当組合は、貸付条件の変更等をしたお客さまの進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客さまに対して、本店、各営業店において継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の進捗状況・問題点について、お客さま

の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

IV. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合と他の金融機関を併用してご利用いただいているお客さまからの貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客さまのご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央公庫）、信用保証協会、住宅金融支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

V. お客さまへの説明態勢の充実について

当組合は、お客さまからの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客さまとのこれまでの取引経緯やお客さまの知識、経験、財産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、お客さまのライフスタイルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

VI. 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

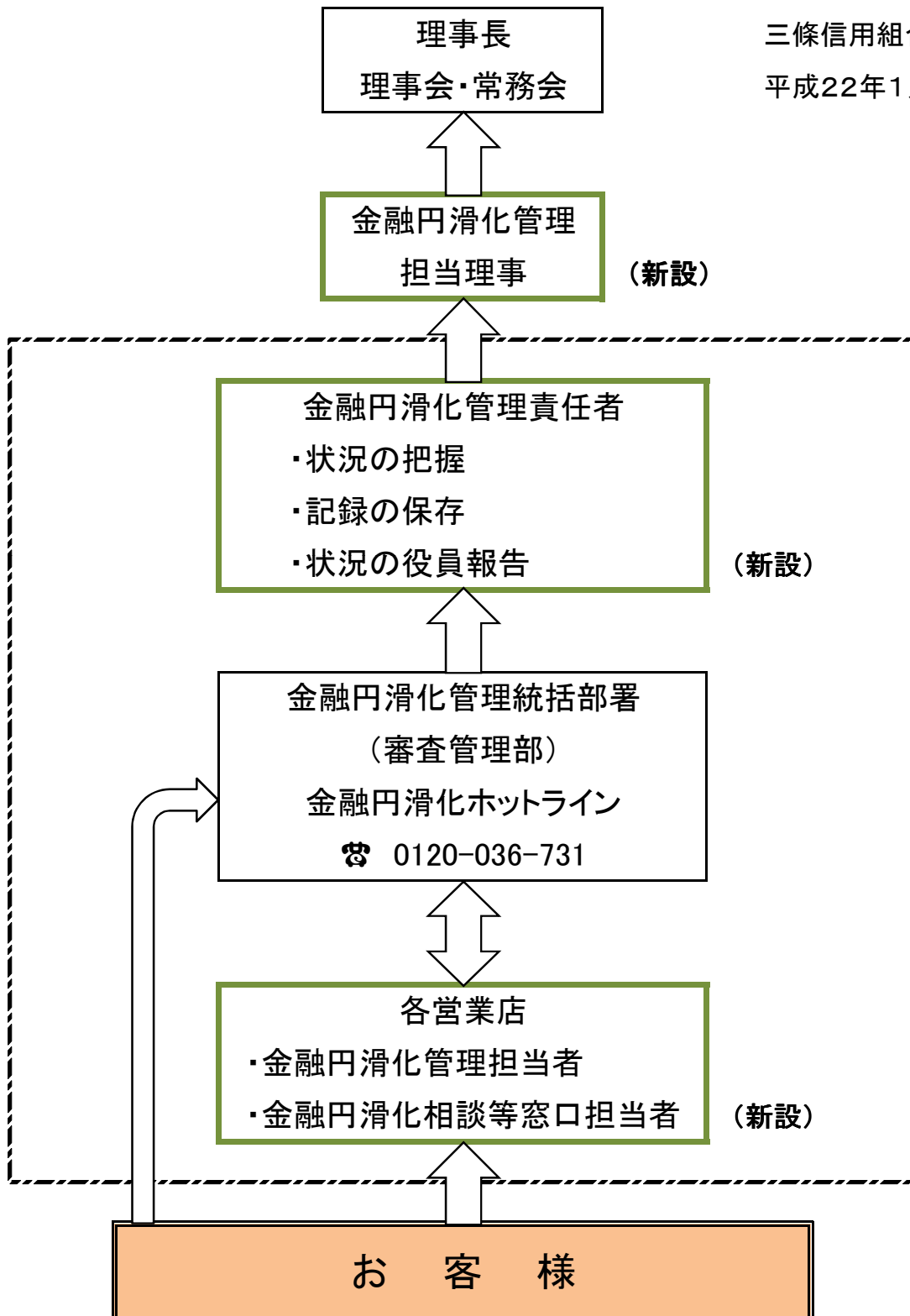
当組合は、中小企業等金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数・累積金額）を半期（9月末・3月末）毎に、それぞれの期末より45日以内に当組合ホームページにて開示いたします。

以 上

金融円滑化管理態勢に係る組織体制図

～融資条件の変更等の申込・相談の場合～

三條信用組合
平成22年1月

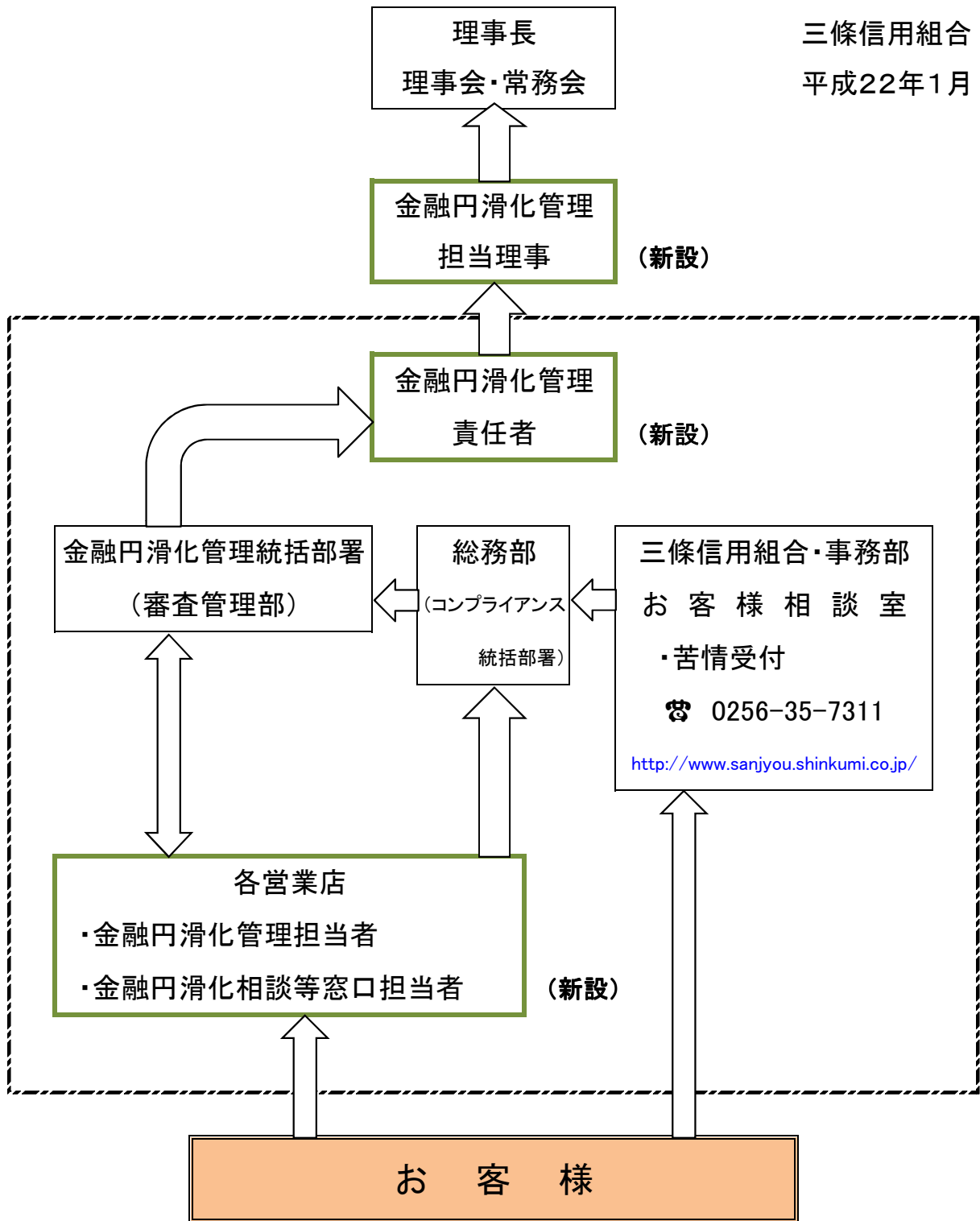


*お客様は、各お取引先店舗又は、ホットラインへご連絡下さい。

(金融円滑化法第6条第1項第2号)

金融円滑化管理態勢に係る組織体制図

～苦情・相談等の状況を把握する体制～

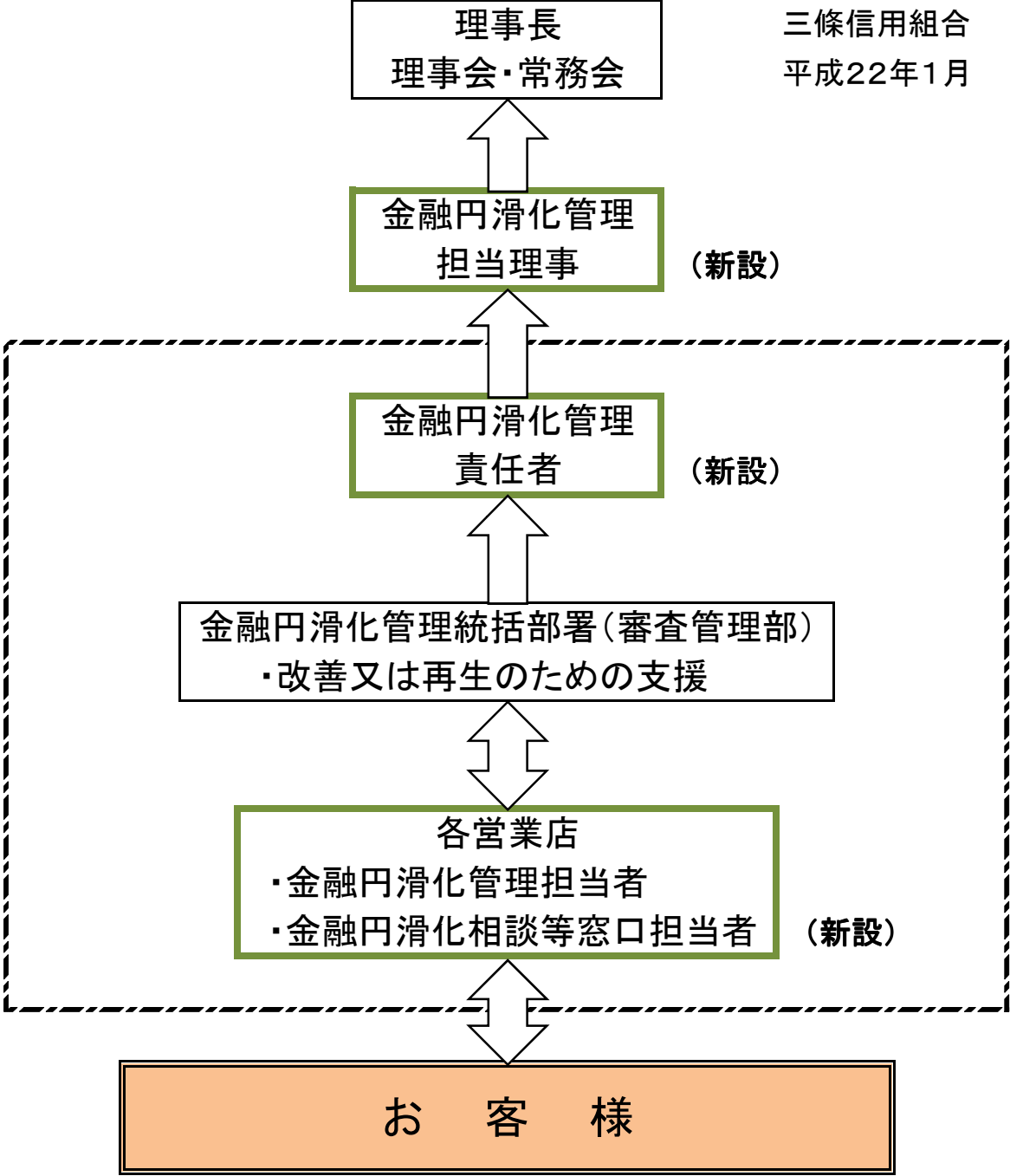


*お客様からは、各営業店か、事務部・お客様相談室へご連絡下さい。

(金融円滑化法第6条第1項第3号)

金融円滑化管理態勢に係る組織体制図

～事業の改善・再生・支援の体制～



三條信用組合
平成22年1月

* 経営改善計画の進捗状況、再生手法についてご相談・ご支援致します。

(金融円滑化法第6条第1項第4号)